



一宮川流域通信

千葉県 一宮川改修事務所
茂原市 茂原 1102-1
TEL 0475-26-3703
FAX 0475-26-3706



一宮川改修事務所
所長 宇野 晃一

1. 新年度のご挨拶

本年度から、千葉県一宮川改修事務所長を拝命しました宇野と申します。

中下流域では、昨年度末に一宮川第二調節池の増設について、計画貯留容量40万m³を確保しました。引き続き下流域の河道掘削工事を推進するとともに、中流域の河道拡幅・護岸法立て工事については全力で進めてまいります。

上流域・支川では、一宮川第三調節池の用地買収を令和5年度から開始し、本年度も引き続き進めるとともに河道改修の詳細設計等を進めてまいります。

河川整備以外の**流域対策**も、県関係部局・市町村と連携し、「流域水害対策計画」や「マスタープラン」の策定に向け、取り組んでまいります。

各課長から一言

- 用地課 課長 高木：一宮川改修事務所所管事業に伴う用地買収・移転補償等に関する業務「本年度から用地課長となりました高木です。交渉におきましては、皆様の御理解を得られるよう、親切かつ丁寧な説明を心掛けていきます。」
- 復興第一課 課長 板垣：鶴枝川合流点～三途川合流点の一宮川の改修事業「復興第一課長の板垣です。昨年度に引き続き、護岸法立て工事の完成を目指し、努めてまいります。」
- 復興第二課 課長 高田：鶴枝川合流点より下流の一宮川の改修事業「復興第二課長の高田です。昨年度に引き続き、中流域の河道拡幅事業の推進に努めてまいります。」
- 復興第三課 課長 濱田：三途川合流点より上流の一宮川、支川の改修事業「本年度から復興第三課長となりました濱田です。一宮川第三調節池事業及び一宮川上流域・支川の改修事業を推進し、浸水被害の軽減に努めてまいります。」

2. 流域市町村の取組について

■ 浸水防止対策事業補助金 R6.4.1～（茂原市）

茂原市において、令和6年4月1日から、台風や大雨等による浸水被害を防止または軽減するため、建物の浸水防止対策工事を実施される方に対し、工事費用の一部を補助しております。

下記担当部署で入手できるほか、茂原市ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先／茂原市役所都市建設部建築課

EL: 0475-20-1588

AX :0475-20-1606

<https://www.city.mobara.chiba.jp/0000008298.html>


令和6年度浸水防止対策事業補助金HP「URL」及び「二次元コード」



あなたの大切な財産を守るために

浸水防止対策事業補助金

のご案内




| | |
|--|---|
| 目的 | 台風や大雨等による浸水被害を防止または軽減するため、建物等の浸水対策工事を実施される方に対し、工事費用の一部を補助します。 |
| 対象者 | 建物等を現に使用する所有者又は使用者 |
| 対象建物 | 個人 一戸建ての住宅、共同住宅等 |
| | 事業者 事務所、店舗、工場等 |
| 対象区域 | 過去に浸水による被害のあった区域 |
| | 茂原市洪水ハザードマップにより浸水の想定される区域 |
| 浸水防止対策工事 | 止水壁 浸水被害を防止又は軽減する効果が認められる、浸水に耐える構造の工作物で敷地又は建物を取囲む工事 |
| | かさ上げ 建物を解体せず、建物の基礎及び床面を既存の高さより高くする工事 |
| | 盛土 建物を解体して、当該敷地内又は対象区域内において新築し、かつ敷地の盛土を行う工事 |
| | ※他に要件あり |
| 止水板 浸水被害を防止又は軽減する効果が認められる、浸水に耐える材質で取り外し、又は移動可能な防水板を設置する工事 | |
| 耐水住宅 建物を解体して、当該敷地内又は対象区域内において、浸水被害を防止又は軽減する効果の認められる住宅を新築する工事 | |
| 補助額 | 上限50万円 対象事業に要した経費の2分の1に相当する額以内 |

詳しくはこちらから

茂原市 浸水防止対策 検索

問い合わせ 建築課(8階) TEL(20)1588 FAX(20)1606



3. 河川整備の進捗状況について



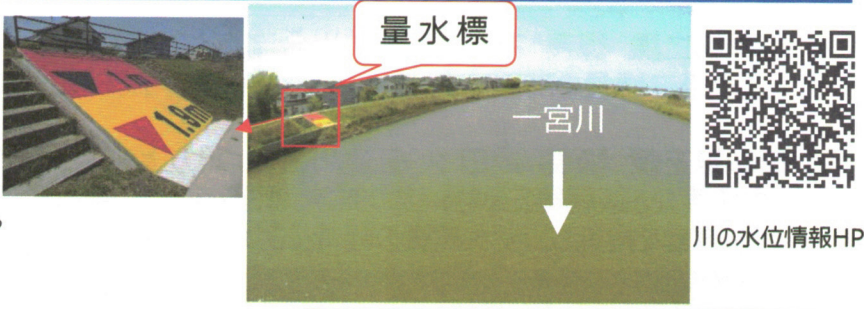
ドローン動画

YouTubeチャンネル「一宮川流域治水協議会」にて、
工事の進捗状況のドローン動画を更新しました。
(「一宮川流域治水協議会」で検索又は
右記二次元コード)

YouTubeチャンネル
一宮川流域治水協議会 →

4. 河川情報の発信について

一宮川水系では、河川の増水の切迫性を伝えるため、**簡易型河川監視カメラ**を設置しています。
今回、一宮川に架かる**中之橋(一宮町)**に設置されている**簡易型河川監視カメラ**の撮影範囲に**量水標**を設置しましたので、豪雨や台風などの際、迅速な避難に役立てていただきますようお願いいたします。
また、**簡易型河川監視カメラ**等の設置について、引き続き取り組んでまいります。

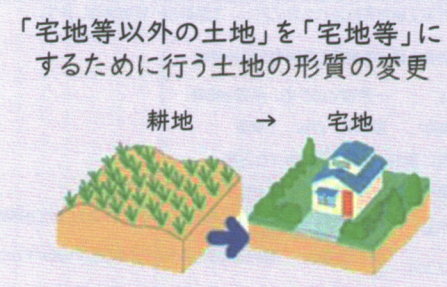


5. 雨水浸透阻害行為の許可申請

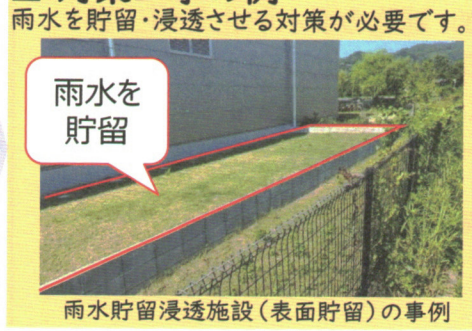
令和6年4月1日から長生土木事務所に申請できるようになりました!

令和5年10月に一宮川流域が特定都市河川流域に指定され、雨水浸透阻害行為(面積1,000㎡以上)に対して、知事の許可が必要となり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられました。

雨水浸透阻害行為の例



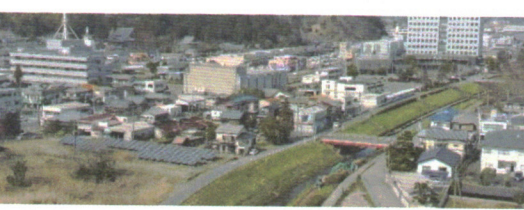
対策工事の例



許可申請手続きについては「[雨水浸透阻害行為の許可申請の手引](#)」をご覧ください。

令和6年4月1日から長生土木事務所に申請できるようになりました

問い合わせ先/千葉県 長生土木事務所 調整課 住所 茂原市茂原1102-1 TEL 0475-26-3702
河川整備課 TEL 043-223-3446



千葉県 一宮川改修事務所
茂原市 茂原 1102-1
(長生合同庁舎4階)
TEL 0475-26-3703
FAX 0475-26-3706

